

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改10)
提出年月日	2023年12月21日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【第27条, 第73条 抜粋】

2023年12月
中国電力株式会社

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{※1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 起動領域モニタ（中性子源領域）計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 格納容器隔離系計装</p> <p>(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装)</p> <p>(5) その他の計装</p> <p>(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作^{※2}または誤不動作^{※3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 発電課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第27条 [6号炉及び7号炉]</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 起動領域モニタ計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(低圧注水系計装、高圧炉心注水系計装、原子炉隔離時冷却系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 格納容器隔離系計装</p> <p>(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装)</p> <p>(5) その他の計装</p> <p>(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMIは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMIは前項で定める計測及び制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作^{※2}又は誤不動作^{※3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{※1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 中性子源領域計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 格納容器隔離系計装</p> <p>(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉棟隔離系計装)</p> <p>(5) その他の計装</p> <p>(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用循環系計装、事故時計装)</p> <p>2. 計測および制御設備が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）および当直長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施する。課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）は、その結果を課長（第一発電）に通知する。なお、課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）および当直長は第1項に定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作^{※2}または誤不動作^{※3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測および制御設備が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合は、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>TS-48 中央制御室外原子炉停止盤（RSS盤）に関する技術基準解釈と今後の対応について</p>

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
(4) 自動減圧系計装		(4) 自動減圧系計装		(4) 自動減圧系計装			
表27-2-3 (4) 自動減圧系計装に係る確認		表27-2-3-4-A		表27-2-3-4 (2号炉自動減圧系計装)			
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低（L1）	381cm以下以上 （気水分離器下端より）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長（計装）は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	毎日1回
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下		毎日1回	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下		定事検停止時
3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	課長（計装）は、論理回路機能を確認する。 ^{※2}	定事検停止時
				3. 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3-A参照	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時

【島根固有】
 ・島根は、始動タイムについては論理回路内に設定していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は、自動減圧系始動タイムの論理回路機能の確認を実施する。
 【柏崎刈羽との相違】
 ・プラントの相違による自動減圧後の注水設備の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5 (6a) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認 (2号炉)		(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6-B		(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)		
要素	項目	項目	項目	要素	項目	頻度
1. 原子炉圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	1. 原子炉圧力	課長 (計装) は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時 または 定事検停止後の原子炉起動時
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	2. 原子炉隔離時冷却系流量	課長 (計装) は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
3. 残留熱除去系流量	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	3. 残留熱除去系流量	課長 (計装) は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	
4. 原子炉水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	4. 原子炉水位	課長 (計装) は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
5. サプレッションプール温度	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	5. サプレッションプール温度	課長 (計装) は、チャンネル校正を実施する。	【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し。
6. 残留熱除去系入口温度	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	6. 残留熱除去系入口温度	課長 (計装) は、チャンネル校正を実施する。	【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監
7. 圧力抑制室水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
8. 復水貯蔵タンク水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	9. 復水貯蔵槽水位	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
9. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	
10. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	11. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	8. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	
11. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁閉閉試験により動作可能であることを確認する。	12. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁閉閉試験により動作可能であることを確認する。	9. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁閉閉試験により動作可能であることを確認する。	
12. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	13. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	10. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	
13. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	14. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	11. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(4) 自動減圧系計装 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャネル数とは、論理毎※1のすべてのチャネル数をいう。 表27-3-3 (4) 自動減圧系計装に係る措置		(4) 自動減圧系計装 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャネル数とは、論理毎のすべてのチャネル数をいう。 表27-3-3-4 (2号炉 自動減圧系計装)		
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数（論理毎）	条件	完了時間
1. 原子炉水位異常低（L1）※2※3	運転起動※3 高温停止※3	2	A. いずれかの論理に動作不能チャネルが1つ以上の場合	10日間ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低（レベル1）※1	運転起動※2 高温停止※2	4	A1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間
女川原子力発電所	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数（論理毎）	条件	完了時間
1. 原子炉水位異常低（L1）※2※3	運転起動※3 高温停止※3	2	A. いずれかの論理に動作不能チャネルが1つ以上の場合	10日間ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
島根原子力発電所 2号炉	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数（論理毎）	条件	完了時間
1. 原子炉水位異常低（L1）※1	運転起動※2 高温停止※2	2	A. いずれかの論理に動作不能チャネルが1つ以上の場合	10日間ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間

【柏崎刈羽との相違】
 ・プラントの相違による自動減圧系計装の相違
 要求される措置の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根発案前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
2. ドライ ウエル 圧力高	2 運転 起動 ^{※3} 高温停止 ^{※3}	A. いずれかの動作論理に動作不能ヤンネルが1つ以上の場合	2 運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	4 A 1. 自動減圧系を動作不能とみならず。	1時間 10日間	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による自動減圧系計装の要求される措置の相違
B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合または上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	1時間	B. 両方の動作論理がそれぞれ動作不能の場合または上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	4 運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	A 1. 自動減圧系を動作不能とみならず。	1時間	
B1. 自動減圧系を動作不能とみならず。	1時間	B1. 自動減圧系を動作不能とみならず。	4 運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	A 1. 自動減圧系を動作不能とみならず。	1時間	
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
4. 低圧炉心スレイポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	運転 起動※3 高温停止※3	4※4	<p>B. 両方の動作論が、それぞれ動作不能の場合 または 上記要求される措置が完了時間に達できない場合</p> <p>A. 片方の動作論が動作不能の場合</p>	10日間 ただし 高圧炉心スレイポンプの動作不能を発見した場合は4日間
			<p>B. 両方の論がそれぞれ動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置が完了時間に達できない場合</p> <p>A. 片方の論が動作不能の場合</p>	1時間 B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。
			<p>4. 残留熱除去系ポンプ運転※1 1 または 低圧炉心スレイポンプ運転※1</p> <p>運転 起動※2 高温停止※2</p> <p>2※3</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、論理を動作させるために必要なチャンネル数について残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スレイ系ポンプの遮断器閉の信号をチャンネル数として記載

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合または上記要求される措置が完了時間に達できない場合</p> <p>B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。</p> <p>1 時間</p>	<p>B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合または条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。</p> <p>1 時間</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低の要素は「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、論理を動作させるために必要なチャンネル数について残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプの遮断器閉の信号をチャンネル数として記載
<p>※1：本条における論理とは、当該系統・設備を起動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※2：2号炉の対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※4：自動減圧系A系は低圧炉心スプレイ系2チャンネルおよび残留熱除去系2チャンネルをいい自動減圧系B系は残留熱除去系4チャンネルをいう。</p>	<p>※1：対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-3-1 代替自動減圧機能）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：自動減圧系A系は残留熱除去系1チャンネルおよび低圧炉心スプレイ系1チャンネルをいい、自動減圧系B系は残留熱除去系2チャンネルをいう。</p>	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 自動減圧系高炉注水ポンプ吐出圧高又は残留熱去ポンプ吐出圧高</p>	<p>運転起動^{※2}高温停止^{※2}</p>	<p>高炉注水系統²又は残留熱除去系³</p>	<p>A. 片トリップ系¹が動作不能^{※4}の場合</p>	<p>10日間ただし、高炉注水系統¹系列の動作不能を発見した場合は、7日間又は高炉注水系統²系列の動作不能を発見した</p>
<p>5. 自動減圧系高炉注水ポンプ吐出圧高又は残留熱去ポンプ吐出圧高</p>	<p>運転起動^{※2}高温停止^{※2}</p>	<p>高炉注水系統²又は残留熱除去系³</p>	<p>A. 片トリップ系¹が動作不能^{※4}の場合</p>	<p>10日間ただし、高炉注水系統¹系列の動作不能を発見した場合は、7日間又は高炉注水系統²系列の動作不能を発見した</p>
<p>C. 両系の論理出力チャンネルが動作不能の場合又は条件A又はBで要求される措置を満足できない場合</p>	<p>C1. 自動減圧系を動作不能とみなす。</p>	<p>を発生した場合は、3日間</p>	<p>1時間</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による自動減圧後の注水設備の相違 【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐出圧計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができな可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 【島根固有】 ・島根は、論理を動作させるために必要なチャンネル数について</p>

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>合は、 3日間 1時間</p> <p>B. 両トリップ系が動作不能の場合又は条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。</p>		<p>て残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプの遮断器閉の信号をチャネル数として記載【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるECCSポンプ構成の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による自動減圧系計装の回路構成の相違
	<p>※2：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合に適用する。</p> <p>※3：片系の論理出力チャネル数は2とする。</p> <p>※4：片トリップ系の1つが動作不能とは、自動減圧系起動信号（A）若しくは（B）系に係る高圧炉心注水系ポンプ又は残留熱除去系ポンプ吐出圧力高に関する要素が動作不能の場合をいう。</p>		

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 2号炉について、中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5 (6a) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置 (2号炉)</p>		<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その状態に応じて表27-3-5-6 -Bの要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5-6 -B</p>		<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)</p>		
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態
1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止
2. 原子炉隔離時冷却系流量※1	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	2. 原子炉隔離時冷却系流量※1	運転 起動 高温停止
<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による監視項目の相違 						

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 残留熱除去流量※1	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	3. 残留熱除去流量※1		【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
4. 原子炉水位	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	4. 原子炉水位		
3. 残留熱除去流量	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	4. 原子炉補機冷却水量 5. 原子炉水位		
4. 原子炉水位	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	5. 原子炉水位		

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
5. サブプレッショナル温度	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	6. サブプレッショナル温度 7. R熱交換器入口温度	5. サブプレッショナル温度 6. 残留熱除去系熱交換器入口温度	
6. 残留熱除去系熱交換器入口温度	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	7. R熱交換器入口温度		
7. 圧力抑制室水位	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	30日間 24時間 36時間	8. サブプレッショナル水位		【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監視計器として選定しない。

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
8. 復水貯蔵タンク水位 ¹	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
	運転停止	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 低温停止にする。	
9. 原子炉隔離時冷却ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）
	運転停止	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 低温停止にする。	
10. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	8. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）
	運転停止	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 低温停止にする。	
9. 復水貯蔵槽水位	運転起動	9. 復水貯蔵槽水位	9. 復水貯蔵槽水位	9. 復水貯蔵槽水位	9. 復水貯蔵槽水位	
10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	運転起動	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	
11. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	運転起動	11. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	11. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	11. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	11. 残留熱除去ポンプ（残留熱除去系制御）	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
11. 主蒸気安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	9. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）				
		B. 条件Aで要求される措置を完了しない場合											
12. 原子炉補機冷却ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	10. 原子炉補機冷却ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）				
		B. 条件Aで要求される措置を完了しない場合											
13. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	運転起動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	11. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）				【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉隔離時冷却系流量および残留熱除去系流量の要素を「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用している。
		B. 条件Aで要求される措置を完了しない場合											

※1：2号炉の対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-13-1）の運転上の制限も確認する。
 3号炉について、中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。

※1：対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）の運転上の制限も確認する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合） 第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長は、表75で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合はみなさない。</p> <p>5. 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合） 第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合はみなさない。</p> <p>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合） 第73条 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、表73で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第72条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合はみなさない。</p> <p>5. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長または当直長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移</p>	<p>・ TS-35 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合の考え方について（青旗作業対象設備について）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8. 各課長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第74条第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表75に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表75</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>8. 各GMIは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各GMIは、第1項の要求される措置、第2項の安全措置及び第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当直長に連絡する。当直長は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 当直長は、第2項及び第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表74</p> <p>※4：6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系の中央制御室バウダリを構成する隔離弁及びダクト（外気の取入、排気のライン）等をいう。</p> <p>※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>行する。</p> <p>8. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第72条（運転上の制限を満足しない場合）第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長または当直長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長または当直長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長（発電）に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表73に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表73</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根では、当該系統が待機除外期間に保全作業を実施するため、記載不要）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考																				
<p>なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※6を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めるとができる。</p>		<p>なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※6を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めるとができる。</p>																						
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※7を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めるとができる。</p>		<p>なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※7を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めるとができる。</p>																						
<p>表 7 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第75条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条</td> <td>・地下水位低下設備</td> <td>冷温停止 燃料交換</td> <td>・代替品を確保する。 ・可操ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該換水井戸の地下水位が水位高警報設定値未満であることを確認する。</td> <td>点検前 点検前⁴ その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。 ・可操ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該換水井戸の地下水位が水位高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 点検前 ⁴ その後、毎日1回	<p>表 7 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第73条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条</td> <td>・外部電源</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>点検前⁴ その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違（島根では、当該設備がS A設備ではないため、記載不要）
関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。 ・可操ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該換水井戸の地下水位が水位高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 点検前 ⁴ その後、毎日1回																				
関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第57条	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回																				
<p>表 7 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第74条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条 第66条 (66-14-1)</td> <td>・中央制御室非常用換気空調系※4</td> <td>第57条の適用される原子炉の状態</td> <td>・中央制御室可搬型圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前⁵ その後、10日に1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条 第66条 (66-14-1)	・中央制御室非常用換気空調系※4	第57条の適用される原子炉の状態	・中央制御室可搬型圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後、10日に1回	<p>表 7 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第73条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条 の3</td> <td>・外部電源</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前⁴ その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条 の3	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違（島根では、当該系統が待機除外期間に保全作業を実施することが可能であるため、記載不要）
関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第57条 第66条 (66-14-1)	・中央制御室非常用換気空調系※4	第57条の適用される原子炉の状態	・中央制御室可搬型圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁵ その後、10日に1回																				
関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第57条 の3	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回																				
<p>表 7 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第75条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第58条</td> <td>・外部電源</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前⁴ その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第58条	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	<p>表 7 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第73条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条 (65-9-1)</td> <td>・燃料プールのスプレイ系を構成する弁</td> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>・燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインノズルが動作可能であることを管理的手段で確認する。</td> <td>点検前⁴ その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第65条 (65-9-1)	・燃料プールのスプレイ系を構成する弁	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインノズルが動作可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違（島根では、当該設備を構成する弁に予備がないため、本表に記載）
関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第58条	・外部電源	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回																				
関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																				
第65条 (65-9-1)	・燃料プールのスプレイ系を構成する弁	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインノズルが動作可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
第66条 (66-9-3)	・燃料プール冷却浄化系を構成する弁 ・使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 ・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。 ・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	・使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 ・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。 ・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ⁵ その後、毎日1回	・燃料プール冷却系を構成する弁 ・スキマサージスタ	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの温度上昇評価を実施する。 ・燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	【島根固有】 ・運用の相違（島根では、スキマサージスタを定期的な点検対象機器としており、点検にあたっては当該系統が待機除外となるため、本表に記載）
第66条 (66-9-4)	・使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式） ・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサ一モ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ	点検前 ⁴ その後、毎日1回	・使用済燃料プール水位・温度（SA広域） ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ・放射線モニタ（高レンジ、低レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置含む）	点検前 ⁵ その後、毎日1回	・燃料プール水位・温度（SA） ・燃料プール水位（SA） ・燃料プールエリヤ放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA） ・燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む。	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 ・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・残りの要素が監視可能であることを確認する。	・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・残りの要素が監視可能であることを確認する。	点検前 ⁴ その後、毎日1回	
第65条 (65-11-4)					第65条 (65-9-3)	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・代替品または監視要員の確保を行う。 ・燃料交換	点検前 ⁴ その後、毎日1回	【島根固有】 ・設備の相違（島根では、構内監視カメラが常時要求設備であるため、本表に記載） 【島根固有】 ・設備の相違（島根では、ガスタービン発電機用燃料移送ライオンに予備がないため、本表に記載）
第65条 (65-12-1)					第65条 (65-9-3)	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・ガスタービン発電機用燃料移送ラインを構成する弁 ・燃料交換（原炉炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプー ルゲートが開 の場合または原炉炉内から全燃料が取出され、かつプ	点検前 ⁴ その後、1週間に1回	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(66-12-6)	<p>接続盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時高圧母線2F系 緊急用高圧母線2G系 緊急用動力変圧器2G系 緊急用低圧母線2G系 緊急用交流電源切替盤2G系 緊急用交流電源切替盤2C系 緊急用交流電源切替盤2D系 	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>(66-12-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> AM用切替盤 AM用操作盤 AM用動力変圧器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器 	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>メタクラ切替盤</p> <ul style="list-style-type: none"> SAロードセンタ SA1コントローラセンタ SA2コントローラセンタ 充電器電源切替盤 SA電源切替盤 	
第66条 (66-12-7)	<p>燃料交換（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p> <p>燃料交換（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p>	<p>燃料交換（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p> <p>燃料交換（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p>	<p>燃料交換</p> <p>（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p>	<p>燃料交換</p> <p>（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p>	<p>燃料交換</p> <p>（原子炉水位がオーバーフローで、かつブローが閉の場合）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違（島根では、当該燃料が不足する場合は保全作業時の措置として、リスク増加抑制の観点から、他系統から燃料が補給できることを確認する）
第65条 (65-12-6)	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>燃料交換</p> <p>動作可能であることを確認[※]する。</p> <p>点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違（島根では、当該系統の保全により燃料の所要値を満足できないため、本表に記載）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
第66条 (66-16-2)	緊急時対策用高圧母線J系 冷温停止 燃料交換	他の1系列について動作可能であることを確認する。	第66条 (66-16-3) 交流分電盤 負荷変圧器	燃料交換 運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	第65条 (65-16-2) 緊急時対策用低圧母線 冷温停止 燃料交換	点検前 ^{※4} 点検前 ^{※4} 点検前 ^{※4}
※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。	【柏崎刈羽との相違】 ・運用の相違（島根では、代替所内電気設備からの給電が必要となる負荷が少ない「冷温停止」および「燃料交換」に限定する。）
※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※6} を起動し動作可能であることを確認する。	※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※7} を起動し動作可能であることを確認する。	※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※6} を起動し動作可能であることを確認する。	※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	【島根固有】 ・運用の相違（他の除熱手段である残留熱除去系による燃料プールの徐熱を行う場合は、スキマサージタンクから燃料プール冷却系の配管を経由した系統構成とすするため、保全作業によっても残留熱除去系での除熱が不可能な場合がある。）
※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	※7：当該保全作業に伴い残留熱除去系による燃料プールの除熱が実施できない場合を除く。	※7：当該保全作業に伴い残留熱除去系による燃料プールの除熱が実施できない場合を除く。	※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。	※7：当該保全作業に伴い残留熱除去系による燃料プールの除熱が実施できない場合を除く。	